

報告第24号

一関市手数料条例及び一関市印鑑条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年12月2日提出

一関市長 佐藤善仁

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年11月21日

一関市長 佐藤 善仁

一関市手数料条例及び一関市印鑑条例の一部を改正する条例

（一関市手数料条例の一部改正）

第1条 一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
1	事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額	
	[略]				[略]				
	30 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対	[略]			30 建築基準法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知に対	[略]			

する審査		する審査	
31 [略]		31 [略]	
31の2 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査	[略]	31の2 建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は同法第88条第1項において準用する同法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知に対する審査	[略]
32 [略]		32 [略]	
33 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査	[略]	33 建築基準法第7条の3第1項の規定による中間検査	[略]

<p>の申請又は同法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査</p>	<p>の申請又は同法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知に対する審査</p>
<p>2 附 則 (多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の金額の特例) 7 当分の間、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、次の表の事務欄及び名称欄に掲げる書類の交付をする場合の手数料の額は、別表1の項、7の項、10の項又は114の項の規定にかかわらず、次の表の金額欄に掲げる金額とする。</p>	<p>附 則 (多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料の金額の特例) 7 当分の間、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、次の表の事務欄及び名称欄に掲げる書類の交付をする場合の手数料の額は、別表1の項、7の項、10の項又は114の項の規定にかかわらず、次の表の金額欄に掲げる金額とする。</p>

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市印鑑条例の一部改正)

第2条 一関市印鑑条例（平成17年一関市条例第113号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明)</p> <p>第13条 前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下次条において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明)</p> <p>第13条 前条第1項及び第4項の規定にかかわらず、被登録者は、自ら個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下次条において同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号ロ</u>に規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものをいう。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を発行する機能を有するものをいう。）に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例中第1条表1の項の改正部分は公布の日から、第1条表2の項及び第2条の改正部分は電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。